

起業家の負担軽減に向けた
定款認証の見直しに関する検討会
第2回会議 議事録

第1 日 時 令和5年11月21日（火） 自 午前10時00分
至 午前12時00分

第2 場 所 法務省3階302会議室

第3 議 事 ヒアリング
定款認証制度の必要性・抜本的見直しに関する検討事項等について

（次のとおり）

議 事

○佐久間座長 「起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直しに関する検討会」の第2回会議を開会いたします。本日は、ご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日、増田委員はオンラインで出席いただいております。神作委員は、所用のため欠席されております。また、本日は、前半の議事にあるヒアリングのため、会社経営者であり、一般社団法人シェアリングエコノミー協会の理事もお務めになっている、株式会社タスカジの和田代表取締役がオンラインでご出席いただいております。警察庁刑事局組織犯罪対策部の犯罪収益移転防止対策室の高塚室長にも会場にお越しいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事は、大きく分けて2つあります。1つ目は関係者からのヒアリング、2つ目は第1回会議の議論を踏まえた意見交換です。意見交換の進行につきましては、後ほど、事務局からの資料説明と併せて説明いたします。

それでは、早速、ヒアリングを始めます。最初に、株式会社タスカジの和田代表取締役からお話を頂戴します。和田様におかれましては、ご多用中のところご出席いただき、誠にありがとうございます。本日は、和田様から、起業時の定款認証のご経験など、10分程度お話をいただきまして、その後、委員から質問があれば、ご質問にお答えいただければと存じます。それでは、和田様、どうぞよろしくお願いいたします。

○和田代表取締役 おはようございます。株式会社タスカジ代表取締役の和田と申します。今日は、最初に弊社が運営しております家事代行マッチングプラットフォーム「タスカジ」の概要をご紹介して、自己紹介させていただいた後、お話をしていきたいと思っております。「タスカジ」は家事代行マッチングプラットフォームとして運営しております。2013年に会社を設立して、2014年にサービスインしたシェアリングエコノミー型の家事代行のマッチングプラットフォームになっています。ですので、弊社はIT系の企業として、プラットフォームの運営を請け負うという形の事業を行っています。家事代行サービスランキングで1位をいただいたりですとか、ウーマン・オブ・ザ・イヤーをいただいたりですとか、家事代行サービスの数はたくさんありますけれども、その中でもいろいろ注目をいただきまして、日本における家事代行のリーディングカンパニーの一社になっていると自負しております。現在、ユーザーが11万人ほどの規模で、登録ハウスキーパーが4千人ほどの規模で運営しております。掃除、料理、作り置き、整理収納といった、家事代行ですが、けっこう幅広く家の中のお困りごとを解決することを実現できているプラットフォームであるというのが1つの特徴になっております。家事代行といいますと、掃除のイメージが強いと思いますが、掃除と同じぐらい料理というものも取引がされていたり、整理収納サービスというものもかなり取引がされているということで、幅広く家の中のお困りごとを解決しております。このタスカジを立ち上げたのは私です。横浜国立大学の経営学部を卒業した後、新卒で富士通に入社して、システムエンジニアとして仕事をしてきました。仕事は非常に充実していたのですが、子供を産んで育児休暇から復帰するタイミングで、キャリアとプライベートの両立というものが非常に難しいものであるという問題に直面しまして、また、それが私だけではなくて、周りの方々、特に女性にしわ寄せがいつているという問題に気がついて、それを社会課題だと捉えて立ち上げたのが家事代行サービスになっています。

本題に入りまして、登記に至る手続についてです。2013年に初めて、それまで社会人になって会社員として過ごしてきて、会社を作るという体験をしたことがなかったので、初めて会社の登記をするということに直面しました。どうやって会社を作るのだろうかということが分からなかったので、当時もウェブで「会社、登記、方法」といったキーワードで検索したところ、会社を作ったという複数の体験記事を見つけることができて、その中で、自分で書類の作成は可能だし、すごく難しいというわけではないけれども、書類作成の代行サービスだとか、専門家に依頼する人も一定数いるというようなことを知りました。私は、自分自身で間違いなく書類を作る自信がないと思ったので、書類作成の代行サービスのようなものを検索したところ、すぐに見つかりまして、その中から某社に依頼をしました。3つほどシンプルなプランが並んでいて、会社を設立するためのドキュメントを作成してくれるというのと、それから会社の印鑑をセットで作ってくれるというサービスがあったので、これをお願いして、合計で2万円弱ほどのサービスを利用して立ち上げました。確か、電子定款にすると非常に価格が安くすむということで、自分でやると電子定款はちょっと難しいのだけれども、プロに頼むとリーズナブルに電子定款ができるので、その分むしろお得になるよといった売り文句だったような感じがします。ここで、申込みをすると、何が起こるかといいますと、向こうからリンクが送られてきて、このフォームに情報を入れてくださいというふうに言われました。けっこう簡単な、自分のプロフィール情報だとか、書いてあるのをそのまま入れていけば分かるような情報が並んでいて、あと株式数をどれぐらいにするのかとか、資本金をどれぐらいにするのかという、ちょっと迷うようなところもあったのですけれども、それもネットで検索して、一般的にはこれぐらいの株式数にするよとか、株の単価はこれぐらいが一般的だよということが書いてある記事が何個かあったので、それを参考にしながら決めていきました。フォームに情報を入力すると、数日後に、ほぼフォームに入れた情報が印刷された書類が自宅に送られてきてまして、それを持って公証役場に行ってくださいという指示が書いた紙も一緒に入っていたので、それを持って、公証役場の方に行きました。指示どおり作業を行ったところ、無事登記が完了したということで、比較的スムーズに登記まで完了したかなと思います。私の周りの人にも、登記に関して、何か問題があったりとか、やりづらいところがあったのかということヒアリングしてみたのですが、1つ出てきたのが、やはりどこにどうやって手続をするのかとか、専門家って誰よ、みたいなことがよく分からなくて、例えば行政書士などの専門家がいるということは知識として知っているけれども、何をする人なのかそもそも知らなくて、誰に相談すればいいのか分からなくて迷ったと。皆さん、結局ネットで検索して、登記の体験記を読んで申請方法を学びましたという方が多かったです。あと、定款はいったん登記するとその後の変更がけっこう大変なので、長期的な視点で考えて決めていかなくてはならない項目が何個かあるけれども、それをよく知らなくて、当初に適当に決めてしまって後悔して、会社を立ち上げた後すぐに定款を変更しないといけないというようなケースがあったということを言っている人もいました。なので、設立登記自体はそんなに難しくはないのだけれども、一部の情報がどうすればいいか分からない、判断に迷うような、判断しなければいけない項目に関しての基準がちょっと分かりづらくて、みんなそこを迷って、適当にえいやって決めてしまう、みたいなことが起こっているようでした。なので、公証役場に行ったときにアドバイスもしていただけるとい

うことを後で伺ったんですけれども、そういうことを相談しながら登記までできる窓口があるとか、そういうことを知っていれば、もう少し専門家に相談しにいきながら決められたんじゃないかなと思いました。あと、それ以外の、登記そのものではないのですけれども、会社設立時に難しかったなと思った点は、規制を受ける法律を特定することが、非常に難しいなと思いました。全てを網羅的に横断的に知っている専門家というのもない感じがしまして、弁護士さんとかに聞いても、自分の専門とする領域とか、クライアントの領域みたいなのは知っているけれども、そうではない業界のことはよく分からないというコメントがあったりしました。私が参入しようとした家事代行サービスに関しては、市場の規模が一定数ありましたので、会社を立ち上げるときに、規制される法律はこういうものがありますよということが、事例としてまとまった情報がある領域だったので、調査の難易度は低かったなと思いました。一方で、市場規模がそんなに大きくなかったり、これから何か作っていくというスタートアップの事業に関していうと、どの規制を受けるのかというのを調べるのは、非常に難しいんじゃないかなと思いました。私の事例でいいますと、外国人の方が、当初、タスカジにたくさんハウスキーパーとして登録してくれていましたので、意図的に外国人の方に登録していただくようなマーケティングを行っていたりもしたので、そのときにビザに関する細かい知識が必要なシーンが多々ありまして、ネットだけで情報収集するのが難しいということで、専門家にいろいろ確認した上で、利用規約だとかルール決めをしていかなければいけないというフェーズがありました。周りにちょっと聞けるような専門家もいないですし、ウェブから問い合わせで相談に乗っていただくとなると、数万円から十数万円ほどかかってしまうようなものなので、こういう設立時の法律や規制に関する専門家への相談みたいなものが、もう少し柔軟に行われていると、登記しやすいなと思いました。私の場合は、とある起業・経営支援ウェブサイトにて無料で専門家に相談できるというコーナーが作られていて、その中で、全部で6回質問をして、法律のよく分からないところを確認していくという形で進めました。あとは、今回のこの資料には書いていないのですけれども、私自身が立ち上げたときに、どうしようかなと思ったのが、私は、今日、「和田」という名前で登壇させていただいておりますが、実は、戸籍上は「木村」という名前で登録されています。これは、私の旧姓が「和田」という名前で、仕事をずっと旧姓でやってきて、起業する直前まで、富士通でもずっと「和田」で仕事をやってきたというのがあって、私自身のプロフェッショナルとしての名前が「和田」になっていて、「和田」で起業したいなと思ったのですけれども、登記上は戸籍名でないといけないということで、「木村」で登録しております。ビジネスネームなので、名刺とかは全部「和田」で作って、ウェブページには、「代表取締役 和田幸子（戸籍名木村）」みたいな形で記載するというのをしています。これは、夫婦別姓が実現できていないので、たぶんそちらで解決すべき問題なのかとは思いますが、特に女性の起業家は、この問題にはたくさん直面していて、自分が知らないところで、名字が2つあるということで、誰かに信頼されていなかったり、怪しまれているようなことが起きていないかということ、いつも不安が募るところではあります。私の方からは以上になります。

○佐久間座長 和田様、ありがとうございました。それでは、ご質問のある方はいらっしゃいますか。それでは、鈴木委員をお願いします。

○鈴木委員 委員の鈴木でございます。本日は、貴重なお話ありがとうございました。私は、

司法書士でございますが、和田さんの経験の中で、起業を決意されてから定款を作成されたと思うのですが、これがどのぐらい時間がかかったのか、そして、定款を作成した後に公証役場に行かれたと思うのですが、それはなかなかの手間であったのか、また、その他のご負担はどうだったのか、また定款認証の前段階で、公証人と打合せをする機会があったのか、記憶の限りということで教えていただければと思います。

○和田代表取締役 ありがとうございます。起業をしようと思って会社を辞めたのが、2013年の11月で、登記が完了したのが2013年12月6日だったので、手続を開始してから1か月くらいはかかったのかなと思います。実は、そんなに記憶がないので、公証役場の手続にものすごく手間取ったなという印象はあまり持ってはいないです。ただ、あまり相談できる場所であるという印象は持っていないで、書類を持って行ってスタンプラリーのようにハンコを押していただく場所という、そういう認識で行っておいりましたので、あまり相談するっていう、もしかしたらそういうメニューがあったのかもしれないですけども、そこは特にサポートしていただくという話の記憶はないなと思います。あと、会社を作るに当たって、公証役場と法務局に行かないといけないんでしょうが、二箇所も行かないといけないんだなという、そういうのはありました。それから、公証役場のアポイント、申込みも事前に予約を取らなければいけなかったような気がするんですけども、それを取るのが、ちょっと先になったような印象があります。私の記憶違いでしたら申し訳ありません。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。では後藤委員をお願いします。

○後藤委員 委員の後藤でございます。今日は、貴重なお話をどうもありがとうございました。2つほど伺いたいののですが、今回、和田様が会社を設立されたときには、ネット上の定款作成のサービスを依頼された結果、書類が送られてきて、それをご自身で公証役場に持っていかれ、その後法務局で登記をされたという流れでよろしいでしょうか。

○和田代表取締役 そのとおりです。

○後藤委員 ありがとうございます。その際にハンコをもらって回って帰ってきたということですかね。

○和田代表取締役 はい。

○後藤委員 ありがとうございます。定款を変更しようと思うと大変だという事が分かって、もっとしっかり考えておけばよかったというお話だったかと思うのですが、それは和田様ご自身の体験ということではなくて、お知り合いのほかの起業家の方のご経験という理解でよろしいでしょうか。

○和田代表取締役 はい、おっしゃるとおりです。私はですね、自分自身で定款変更の手続をしたことがなくて、専門家の方をお願いする形で進めていたので、あまり手続の大変さというものを感じたことがなかったのです。

○後藤委員 もし、そのお知り合いの方から、どういうことをもっと事前にやっておけばよかったということを具体的にお聞きになっておられるようでしたら、教えていただければと思います。

○和田代表取締役 あんまり細かく聞いていないのですけれども、株式の額、一株当たりの額のことを言っていたような気がします。あと、登記のときの話ではないかもしれないの

ですけど、取締役の任期を最初に決めなくてはいけないのだけれども、それが長すぎたのか短すぎたのか忘れちゃったけれども、それと株主総会との関係とかがいろいろ複雑で、任期を更新しないといけないのに更新できていなくて、代表取締役がない状態で会社を運営してしまっていたことに途中で気がついた、という失敗があったというような話がありました。

○後藤委員 ありがとうございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。和田様におかれましては、ご自身の起業経験から、大変示唆に富むお話を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。今後の我々の議論に役立たせていきたいと思っております。検討会を代表して、改めてお礼を申し上げます。それでは、和田様はここで、適宜ご退室ください。

それでは、次のヒアリングに移ります。警察庁高塚室長には、ご多用中のところをお越しいただき、誠にありがとうございます。高塚室長からは、会社・法人を利用した組織犯罪、詐欺犯罪等の動向について、10分弱でお話しいただき、その後、委員から質問がありましたら、ご質問させていただきたいと存じます。それでは、高塚室長、よろしくお願いいたします。

○高塚室長 おはようございます。警察庁の高塚と申します。マネーロンダリング対策を担当しております。今回法人が悪用されている事例ということで、消費者詐欺とかではなく、マネーロンダリング対策の話となりますので、本検討会の議論にどこまで貢献できるかあまり自信はありませんけど、当方で作成しておりますこの犯罪収益移転危険度調査書の中からいくつか事例をご紹介しますしあげたいと思います。

まずこの犯罪収益移転危険度調査書について少しだけ紹介させていただきますけれども、1ページめくっていただいて、凡例の真ん中当たりにある、犯罪収益移転防止法という法律、私ども所管しているものでございますけれども、この第3条第3項で国家公安委員会は毎年、事業者が行う取引の種別ごとにマネーロンダリング等に悪用される危険性等を記載した犯罪収益移転危険度調査書を作成し公表するということとされておりまして、この規定に基づいて私ども国家公安委員会、警察庁において作成しているものであります。

これを受けまして、銀行を始めとする事業者の方々は、この調査書の内容を勘案しまして、ご自身で行っている取引について、マネーロンダリング等の疑いの有無を判断した上で、その疑わしい取引の届出を出していただいたり、そういう措置を講じていただくこととなります。

本日お配りしているのは昨年12月に公表いたしました令和4年の調査書の抜粋であります。本当は冊子をお配りしたかったのですがけれども、ちょうど令和5年版を作成中でして、在庫が切れてしまっている状態とのことで、大変申し訳ございません、このような形になっております。

全体版は、過去のものも含めまして、全て、警察庁のウェブサイトでご覧可能でございますので、もしよろしければそちらもご参照いただきたいと思います。

それでは本題に入らせていただきます。法人が悪用されたケースということで、資料の凡例をめぐっていただいて、目次の赤囲いの部分でございます。マネーロンダリング等に悪用されるリスクの高い類型の取引として、その顧客に着目している第4の3ですけれども、このパートの大きい1つとして、実質的支配者が不透明な法人を扱っている部分で

ざいます。このパートは法務省民事局様にもご協力いただいで作成しているものでございます。

目次をめぐっていただいで、62ページのところからです。このページから2枚めくって64ページの真ん中あたりまでは、法人ということについて、例えばマネーロンダリング対策の国際的な枠組みでありますFATFからの縷々の指摘、あるいはFATFの勧告、それから62ページの（ア）以降では、その法人がマネーロンダリングの危険度を高めている特徴あるいは要因などについて記載してございます。

この辺は飛ばさせていただきますけれども、64ページの中ほどからは事例の紹介ということになっております。（イ）でございます。事例ということで○が5つございます。これらは全て組織的犯罪処罰法第10条の犯罪収益の仮装にあたるとして令和3年中に都道府県警で検挙された事例の中からいわばそのエッセンスを抽出してモデル的に紹介しているものであります。

1つ目の○は、実態のない会社を設立した上で、横領した物品を正当な取引を装って売却して、同社名義の口座に売却代金を振り込み入金させたという事例でございます。基になったケースをもう少しだけ紹介しますと、これまさにマネロンに使うために株式会社を設立して、その会社の請求書を発行して、その請求書の代金を支払うという形をとって、その作った会社の名義の口座に支払うと見せかけて、犯罪収益の処分について事実を仮装したというような事件であります。

続いて2つ目の○ですが、共犯者に実態のない会社を設立させて開設した同社名義の口座に、特殊詐欺で得た電子マネーギフト券の売却代金を振り込み入金させたというものでございます。これは、基になるケースは、これも合同会社の例のようですけれども、架空請求詐欺でだまし取った電子マネーの売買代金、その取得について、帰属を仮装するために、架空の会社を作って口座を作ってそれに振り込ませたというような事件であります。

3つ目の○は、もともと事例は必ずしもマネロンのために会社を設立したというものではありませんけれども、交際相手を代表取締役として設立した会社名義の口座に、新型コロナウイルス感染症に関連した給付金詐欺で得た犯罪収益を送金したというものです。これはもともと、たしか休眠会社で有限会社だったと思いますけれども、これを買い取って悪用したというケースであります。自身が代表取締役だと具合が悪いので、別人の名義にして、ただキャッシュカードとか通帳とか全部自分で管理して、その犯罪収益の受け皿にしたというようなケースであります。

4つ目は、経営不振に陥った会社の業務委託を請け負っていた共犯者が保有する法人名義口座を利用して、外国で発生した詐欺等の被害金を口座に送金させて、正当な取引による送金であるかのように装って詐取金を引き出したというものであります。これは、会社の設立というよりも、もともと経営不振の会社の代表取締役になって、債権回収とかそういうことを請け負うことを生業としていた者が、自分が代表取締役になっていた会社の口座を悪用したというケースであります。

最後、5つ目の○ですけれども、実態のない会社を設立して開設した同社名義の口座に、無許可の風俗営業により得た犯罪収益を送金したというものであります。これは反社会的勢力によるこういう悪用ケースもあるということで紹介しているものでございます。このページの一番下から3行目あたりからですけれども、こういった検挙事例からいえること

ということで、マネーロンダリングを企図する者が取引における信頼性を享受し得ること、ページめくっていただいて、多額の財産の移転を頻繁に行うということが法人であればできること、それから合法的な事業収益に、違法な犯罪収益を混ぜて、違法な収益の出所を不透明にすることができるといった法人の特性を悪用しているといった実態が認められるケースだということでございます。

中でも法人の実質的支配者が不透明な法人を悪用しているケースは、犯罪収益をあとから捜査当局が追跡することが困難だということで、具体的には、〇2つですけれども、犯罪収益の隠匿等に悪用する目的で、実態のない法人を設立する、あるいは、犯罪収益の隠匿等を企図する者が、第三者が所有する法人を違法に取得する、こういった手口で法人を支配して隠匿先に悪用する、というような実態が認められるということに記載させていただいております。

次にマネーロンダリングに悪用された法人の数についてであります。65ページの下からになりますけど、「令和元年から令和3年まで…」と書かれている部分でございますけれども、令和元年から令和3年までに検挙されたマネーロンダリング事犯のうち、実態のない又は不透明な法人が悪用された件数は44件、このうち令和3年の検挙事例で悪用された件数は16件、法人数は23になっております。法人の形態別にみますと、株式会社が16法人、合同会社が6、その他が1となっております。

さらに、悪用された法人の登記に着目して分析してみたところ、3つの〇に書いているとおりですけれども、登記されている資本金の額が極めて少額であったり、所在地、役員の登記変更が頻繁であること、あるいは3つ目ですけれども、多数の事業目的が登記されていて、それぞれの目的同士の関連性が低いといったような不審点といたしますか、それが認められるというようなケースがあるということでございます。その下の設立されてから悪用されるまでの期間ですとか、前提犯罪のことについて分析を載せております。

「イ」以下は、疑わしい取引の届出について出された事例ということで、これもたくさん、65ページ、2ページにわたって載せております。

「ウ」が、そのマネーロンダリングに使われるリスクを低減し得る現行制度としてどのようなことがあるか、ということ載せております。ここに定款認証制度についても記載させていただいております。

最後にこれらを踏まえて67ページですけれども、まさに評価ということで、マネーロンダリングに使われるリスクは高いという結論を記載しているというところでございます。

駆け足でしたけれども、ご紹介は以上とさせていただきます。

○佐久間座長 高塚室長、誠にありがとうございました。それでは、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

○鈴木委員 鈴木でございます。詳細なご説明ありがとうございます。FATFの第4次対日相互審査の結果においても実質的支配者の重要性に触れられていますが、我が国の場合、株式会社の設立においては、定款認証時に公証人による実質的支配者の確認がなされていて、十分かどうかは別として、FATFの方でも一定の評価をしていると理解しているのですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○高塚室長 そのような理解でよろしいと思います。法務省もよろしいですかね。

(注：事務局も頷いて同意)

- 鈴木委員 現行の定款認証時に実質的支配者の確認をするというのは、国際的にみても一定の評価を得ているということで理解をいたしました。ありがとうございます。
- 佐久間座長 増田委員、梅野委員、後藤委員の順にお願いします。まず増田委員お願いします。
- 増田委員 ご説明ありがとうございました。ご報告内容は私、消費生活相談員でありますので、非常に納得感があり、そのとおりの思いながらうかがっていたところでございます。65ページのところに、株式会社に比して合同会社が設立されてからより短期間のうちに悪用されている傾向にあるとご指摘がございました。これは反対にいいますと、株式会社は実質的支配者の確認がある、設立するのに一定のハードルがあることによって、悪用される割合が合同会社より低いという理解をしたのですが、それでよろしいでしょうか。
- 高塚室長 ご質問ありがとうございます。その点はなかなか、事件としてやってみてこうだった、そしてその結果がこうだったということでございまして、作った人間に対して、なぜ株式会社ではなく合同会社なのかということまではなかなかその点に着目して捜査を行うということがないということもありますので、そうだろうかという気はするのですが、なかなか実際はどうだったというのが難しいところでございます。申し訳ございません。
- 佐久間座長 ありがとうございます。では、梅野委員お願いいたします。
- 梅野委員 委員の梅野と申します。法人がいろいろ犯罪に悪用されるケースとして、消費者詐欺であるとか詐欺的投資勧誘であるとか、その中でも多数の会社が登場する劇場型勧誘といった問題があると理解しております。今ご報告いただいたのは、マネーロンダリングの観点からの整理ということだと思っておりますが、ここに挙がっていないような事例でも、株式会社なり法人がそういった消費者の詐欺に利用されるケースも多々あると理解しております。そのあたりについて、何かご見解なりご見識があれば教えていただきたいのですが。
- 高塚室長 申し訳ございません。先生がおっしゃるとおり、このマネーロンダリング以外にも、犯罪に使われていることというのはおそらくあるだろうと思っておりますけれども、今ご説明を差し上げるような準備ができていなくて。
- 梅野委員 おっしゃるとおりですね。失礼しました。ありがとうございます。
- 佐久間座長 では、後藤委員。
- 後藤委員 ご説明ありがとうございました。実質的支配者の確認というか、情報の登録みたいなものがあると思うのですがけれども、現在は、株式会社を設立する時点でしか確認ができていない。前回の日本公証人連合会さんの参考資料では、一般社団法人の設立の際もあるというようなことだったかもしれませんが、結局合同会社にはその仕組みが導入されておらず、また株式会社についても、設立後に株式が譲渡されるなどして実質的支配者が変わった場合にも、新しい実質的支配者を調べることができていないということかと思えます。そうすると、株式会社の設立時にこの制度があるというのは、ないよりはましなのかもしれませんが、犯罪行為をしようとする人は規制が軽いところに逃げていくでしょうから、決して十分とはいえないのだろうなど、お話を伺って思いました。他方で、合同会社にも定款認証を要求してそこでチェックをするということは非現実的だろうと思っておりますし、また、株式会社の株式を譲渡する場合も公証役場にそもそも行かないでしよ

うから、公証役場で設立後の実質的支配者を把握することも難しいのかなと思っております。そういう意味では、現在の実質的支配者の確認の制度は、やはり不十分なところがあるのかなと思うんですけども、具体的に何が実際にできるのかというところは別として、警察庁さんからの観点からみた実質的支配者の捕捉の仕方というのは、今後どういうふうにしていくことが望ましいとお考えでしょうか。警察庁さんからの観点からということで構いませんので、もしありましたらお聞かせいただけますでしょうか。

○高塚室長 そうですね、私ども治安を担っている立場から、犯罪のリスクが低減されるものがあるに越したことはありませんので、今の定款認証制度も、先生おっしゃるとおり、十分なものだとはなかなかいえない面もあるのかもしれないですけども、調査書に紹介させていただいていますとおり、リスクを低減する一要素と評価されますので、なかなかこういうものがというのは難しいわけですけども、仮にこれが完全になくなるという結論だと残念だなとは思っています。

○後藤委員 ちょっと質問の仕方を少し変えますと、合同会社であったりとか設立以降も実質的支配者を把握できる、より強力な仕組みが導入された場合には、株式会社に限定された設立時の定款認証という形での実質的支配者の把握というものでなくても、それはマネロン防止の観点から十分であると評価できるという理解でよろしかったでしょうか。

○高塚室長 何らかの方法があるということが大事だと思います。

○関委員 ご説明ありがとうございました。1点だけ質問させてください。実質的支配者の申告があった際に、申告された実質的支配者の氏名について、それが暴力団員等に該当するか否かなど、その申告の情報内容を基に、警察としてはどのようなプロセスで処理されているのかを教えてください。定款認証の際のその申告があった都度確認しているのか、あるいは実際に何か事件が起こったときにどういう情報が申告されていたのかを遡って確認するというプロセスなのか、あるいは何かほかのやり方なのか。そのあたりが分からなかったものですから。

○高塚室長 ご質問ありがとうございます。ご質問の趣旨がちゃんと理解できているかどうか自信がないのですが、法人の実質的支配者を、例えば犯罪収益移転防止法で法人の実質的支配者を確認するのは銀行ですとか、事業者の方が確認するわけですが、その事業者が本人特定事項とか含めていろいろ確認した上で、その取引、業務が犯罪による収益に関する取引じゃないかと疑いがある場合に、銀行さんですと金融庁を通じて警察庁に届けていただいて、それをほかの情報と併せて捜査に活用するということがございます。紹介していた事例は、別の犯罪の捜査の中で、具体的な法人について、誰が法人を実質的に支配していて犯罪収益を受け取っているのかという捜査ですので、その場合は、個別に法人の情報があるところに捜査機関がアクセスして、捜査するというようになります。ご質問に答えられているか分からないですけど、そういった場合があるというところがございます。

○関委員 質問は、個々の定款認証のタイミングでそれに伴う実質的支配者の申告の際に、警察の方で何かその情報を確認しているのか、あるいは後日、事件があった際に捜査情報の一環としてそれを確認しているのかということです。

○梅野委員 大事なところなので確認しますが、公証人において個別の定款認証でチェックする際に何か問題があった場合には、日本公証人連合会を通じて、警察に確認するという

プロセスがあるという理解をしています、いかがでしょうか。

○小坂オブ 日公連の小坂でございます。今、お話の実質的支配者の申告のチェックでございますけど、日公連が警察の外郭団体の方から情報を得ておりまして、それをコンピューター入力しております。私ども公証人の方で利用可能な公証システムというものがございまして、そこに実質的支配者の名前を入れますと、暴力団関係者等に該当するかどうか、警察の方からデータをいただいている者等に該当するかどうかをまず公証人が調査・判断させていただいています。該当しない場合にはOK、該当する場合には、万が一、お名前が同じでも生年月日が違うとかそういうこともございますので、その点はさらに調査いたします。生年月日、氏名等が一致している場合には、公証人側から個別に警察庁の方に照会させていただいて、この者についての情報をいただいで認証の可否を判断しているというのが現状でございます。

○高塚室長 いまおっしゃっているのは、暴力団排除条項とかそういう話のことでしょうか。

○梅野委員 そういうことではなくて、公証人において、現在の実質的支配者の申告のプロセスで反社かどうかをチェックするときにやられている手続の内容についてのご回答だと理解いたしました。

○高塚室長 公証人による反社会的勢力かどうかの確認ということですね。それは今ご説明のあったとおりのと思います。

○佐久間座長 高塚室長におかれましては、貴重なご報告に加えまして、多くの質問にお答えいただき、誠にありがとうございました。定款認証の機能の今後の議論にあたって、大変参考になるものでした。検討会を代表しまして重ねてお礼を申し上げます。高塚室長におかれては、ここで退出いただきます。

それでは、次に意見交換に入ります。本日は、第1回会議での議論も踏まえまして、意見交換を円滑に行う観点から、事務局において、資料2として、「定款認証制度の必要性・抜本的見直しに関する検討事項（案）」を整理していただきましたので、これに沿って、意見交換を進めたいと存じます。

まず、事務局から、資料2の説明を簡潔にお願いします。また、定款認証の見直しに関連する最近の動きとして、FATF第4次対日相互審査の第2回フォローアップ審査報告書と、今月11日に行われました行政事業レビューに関しても参考資料を配付していますので、併せて説明をお願いします。

○遠藤室長 法務省民事局の遠藤でございます。説明の便宜上、参考資料9及び参考資料10について先にご説明いたします。

参考資料9は、先月23日、FATF第4次対日相互審査のフォローアップにおきまして、法人の実質的支配者に関する勧告24についての評価が引き上げられたことに関するものでございます。1枚目がFATFの概要になっておりまして、2枚目が第4次対日相互審査の結果を一覧表にしたものでございます。中程に勧告24の評価が記載されておりますが、合格水準に満たない“Partially-compliant”一部適合とされていたものにつきまして、4段階評価の2段階目、合格水準を満たす“Largely-compliant”概ね適合に格上げされたというものでございます。フォローアップという性質上、第4次相互審査後の新たな取組について追加的な説明を中心として行ってきたところでございますが、今般FATF事務局から公表されたフォローアップレポートにおきましても、日本におけるBO

情報にアクセスするメカニズムの1つとして公証人に基づくものがある旨の言及がありまして、法務省としては、今般の評価引き上げにおいても一定の考慮がされているものと受け止めております。

続きまして参考資料10は、今月11日に実施されました政府の行政事業レビュー、秋のレビューにおいて定款認証が取り上げられましたことについてご報告するものとなります。行政事業レビューにおける秋のレビューとは、行政改革推進会議の下、外部有識者に参加いただいて公開で事業の検証を行うものです。参考資料10-2は、同会議の事務局作成の資料となっております。この資料を踏まえ、起業家や弁護士など4名の有識者と法務省との間で約1時間、公開の場で議論をさせていただきましたが、レビューの最後に、議論の結果を踏まえた有識者による取りまとめとして、参考資料10-1のとおり取りまとめがされました。内容としましては、起業家の負担軽減のため、一定の場合については面前確認を不要とする、手数料を無料に近い金額とすることを年内に決定する、さらに、将来的な定款認証制度の廃止を含め、制度の在り方を年度内に検討すべきであるとの内容となっております。以上ご説明した動きにつきまして、本検討会での議論でも、参考にいただければと存じます。

続きまして、資料2の説明に移ります。資料2の「第1」は、第1回検討会のおさらいでして、「1」は、第1回でいただきました主なご意見を事務局において整理したものでございます。「2」は、「検討会の方向性」と題しまして、第1回で多くの意見があった制度の必要性や抜本的見直しに関する事項につき検討することをご提案するものです。もっとも、本資料に掲げた論点につきましては事務局において試みに提示するものにすぎませんので、具体的な議論の内容等を拘束しようとするものではございません。資料2の項目立てにとらわれず、関連なご意見をいただければと存じます。「第2」は、定款認証制度の必要性・廃止の是非に関する論点についてです。「1」は、第1回の議論と重複するところもございますが、「定款認証制度を廃止することに伴う弊害の有無等」について改めてご意見をいただくものです。その際には、定款認証の機能に照らして、その効果とリスク、負担やコストの比較考慮といった視点からもご意見をいただければと存じます。「2」は、定款認証の一部廃止を検討する場合、廃止の範囲についてどのように考えるかについて、ご意見をうかがうものです。

「第3」は、モデル定款の制度化の是非に関する論点についてです。第1回検討会では、スタートアップ支援という観点から、差し当たり、小規模で閉鎖的な会社を念頭に数種類のモデルを準備するのが相当とのご意見が多かったと受け止めております。「1」では、更に進んで、具体的なモデル定款の内容についてどのように考えるかをご議論いただくことを考えております。「2」は、「モデル定款を制度化する場合に考えられる方向性」についてです。モデル定款を利用する場合には公証人による認証は不要とすべきであるというご意見がありましたが、そのほかに制度化するに当たって考えられる方向性があるか、また、制度化の必要性・許容性についての法的な理由付けについても併せてご意見をいただければと存じます。「3」は、モデル定款の制度化に伴う具体的な課題等についてでございます。モデル定款の作成主体や作成プロセス、モデル定款を利用する場合の手続、モデル定款の改訂の在り方等についてご意見をいただければと存じます。「4」は、「1」から「3」までの議論を踏まえ、「モデル定款の制度化の是非」について総括的な検討を

お願いする項目となっております。

続きまして「第4」は、面前確認手続の抜本の見直しについてでございます。公証人の関与が不要であるという立場では、そもそも面前確認の議論については検討の余地がないという考えもあるかと存じますが、他方で、公証人の関与は制度として維持すべきという立場からも、ウェブ会議による場合も含めて面前確認を必須とする現在の制度の合理性や、現在の実務の運用の在り方についても、第1回会議で複数の意見をいただいたところでございます。「第4」は、これらの意見を踏まえまして、面前確認手続の見直しについてご意見をうかがうものでございます。「1」は「面前確認手続の必要性・廃止の是非」について、「2」は「手続を廃止した場合の弊害等」について、それぞれご意見をいただくものです。とりわけ、「2」に関しましては、マイナンバーカードの電子証明書があれば公証人の面前確認は不要であるというご意見、それから、そういった電子証明書があってもそれでは不十分であると、面前確認にはそれ以上の機能・意義があるのではないかとご意見ということ、お考えが分かれていたかと存じますので、それぞれのお立場から、改めて合理的な制度の在り方についてご意見をいただければということで設けた項目でございます。

「第5」は、その他として、全体的に、更なる検討事項がないか等について確認させていただくものです。また、資料2に関しまして、本日ご欠席されております神作委員から、資料2に関するお考えについて委員提出資料を提出いただいておりますので、こちらもご参照いただきながらご意見を賜ればと存じます。資料の説明は以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

それでは、資料2の意見交換に入ります。意見交換の進め方ですが、資料2の「第1」は、第1回会議の議論を確認的に整理したものですので、「第2」以降を取り上げたいと存じます。その上で進め方ですが、資料2の「第2」におきましては、定款認証の意義や、仮に定款認証を廃止する場合の代替策、一部廃止とする場合の範囲などが問題とされています。もっとも、この点は、「第3」で取り上げることになりますモデル定款の制度化の是非と、「第4」の面前確認手続の抜本の見直しと、かなり議論が重なってくると思われます。第1回会議におきましても、一部の委員から定款認証を一部廃止できるのではないかとご意見をいただきましたが、この意見は「第3」のモデル定款の導入やその利用範囲、あるいは「第4」の面前確認の廃止やその範囲に関わるものでありまして、これらの見直しを念頭に置いたご指摘と思われます。そこで、本日の議論の進め方といたしましては、差し当たり、直接的には「第3」のモデル定款と「第4」の面前確認手続の項目を中心に取り上げつつ、その中で「第2」に掲げてあります定款認証の機能や代替策の有無などについて議論いただいても構わないという形で進めたいと存じます。

そこで、まずは「第3 モデル定款の制度化の是非に関する論点について」を取り上げることといたします。その中で、繰り返しになりますが、「第2」に関して適宜ご指摘いただいても結構でございます。また、「第4」に関連することもどうしてもあると存じますので、その場合には、「第4」に関わることについて言及していただいても差し支えありません。このような次第で進めさせていただきます。あらかじめ申し上げておきますけれども、本日はあと1時間少ししか時間がございませんので、事務局から提示されている論点について結論を得るというのはおよそ不可能でございます。ただし、次回以降1つ1

つの点について結論に当たるものを得ていかなければなりませんので、本日の段階では、なるべく、お考えになっている問題点や、あるべき方向について網羅的に漏らさずご発言いただければと存じます。対立する意見が必ず出てくるとは思いますけれども、その調整あるいは検討は、具体的には次回以降ということになるろうかと思しますので、次回以降の具体的検討ができるようにご意見を賜ればと存じます。では、いかがでしょうか。原田委員、堀委員の順にお願いします。

○原田委員 原田でございます。今回、「第3」からということですがけれども、少し「第2」の部分についてもお話をさせていただければと思います。公証人による定款認証制度の意義について、これは必要なものと考えておまして、今月15日に、日本行政書士会連合会として意見書をまとめたところでございます。安全・安心な株式会社の設立のために、実務的には特に大事な、定款内容の適法性の確保、発起人の意思確認、不正な設立の排除という点を、第三者専門家である公証人がチェックするという仕組みが最も合理的であり、これに代わる適切な代替手段が現状では無く、単純に廃止するということには弊害が大き、このように考えております。また、一部の定款認証を廃止するという方向性も適切ではない。株式会社については全て、定款認証を必要とした上で、スタートアップのような小規模な会社について手続の負担をデジタルを用いてできる限り軽減していくような方向で図るべきではないか。このように考えているところです。「第3」のモデル定款の制度化についてでありますけれども、簡単な定款のひな型を公開することには特に異論はございませんけれども、ただ、この定款を法令に位置付けることや、国が作成したものとするのは、「標準」定款や「推奨」定款という誤解を招くのではないかと考えておまして、十分注意を払う必要があると思っております。むしろ、公証人会が、資格者団体の意見も聞いて作成したものを、無料で公開する方法であったり、業界提供のデジタル・ツールという形がよいのではないか。このように考えているところでございます。モデル定款を用意するときに、会社設立後の紛争防止のため、例えば対象・類型をある程度、絞るべきであると思っておりますし、小規模な簡易・閉鎖型の株式会社に限るという具合にした方がいいのではないか。業法規制や許認可が問題となる類型や、発起人が多数であったり発起人に法人が含まれる場合、こういった場合は除外すべきではないかと思っております。モデル定款を利用した際のメリットとしては、「早く」「安く」定款認証を終えられることが考えられると思うのですが、公証人手数料は、いわゆる手間賃ではなく、依頼者が受ける利益の対価という位置付けというふうに考えるべきなのではないか。このように思っております。そうしますと、例えば審査が軽いから手数料も当然安くなるということにはならないことには留意する必要があると思っております。むしろ、手数料を下げるのであれば、モデル定款か否かではなく、資本金の額に連動させている現行制度を前提にした見直しが適当ではないか。こういう具合にも考えているところでございます。時間が無いということですので、「第4」についてもお話をさせていただきます。いわゆる面前確認の意義について、疑問視する指摘もあると思っておりますが、実務家の立場からしますと、必要な手続であり、維持すべきものではないかと思っております。例えば、印鑑証明書や電子署名が付されていても、実際に作成者が内容を誤解していたり、十分理解していない、こういうことは、我々行政書士が実務をやっている中でも、よく経験することあります。株式会社の設立という場面では、署名の確認以外の実質的審査、これは双方向

でやり取り・疑問点の確認ができる機会の確保ということになろうかと思うのですが、こういったものは公証人が行った方がいいと思っています。なお、公証人がいなくとも、専門資格者がそれを担保・保証すればよいという意見があるかも知れませんが、資格者の場合は、依頼者の利益を追求する立場というのも当然ありますので、そうしますと第三者的な立場から紛争予防を図る公証人の立場とは本来異なっていると考えられるところがございます。スタートアップに負担が大きいというのであれば、ウェブ会議をしっかりと使って、公証役場に赴かなくても手続きができるということで相当カバーできるのではないかとこの場合にも考えているところでもあります。ウェブ会議の利用を前提として、例えば、必ず定款認証当日に面談をやるという実務を少し緩和して、認証当日でなくとも、認証日までのどこかでウェブ会議で面談すれば足りるというやり方もあるでしょうし、例えば、公証人が発起人と面識がある場合には、もっと簡便な手段を用いるなど、負担軽減の工夫は考えることができるのではないかと考えているところがございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。では、堀委員にご発言いただき、その後、増田委員にお願いいたします。まず、堀委員をお願いします。

○堀委員 資料2のおまとめをいただきまして、ありがとうございます。私、行政事業レビューにも出席させていただきまして、その際にデジタルを活用することにより、今の確認の方法よりも、ベターな方法を取り得る可能性があるのであれば、ぜひ具体策を検討していくのがいいのではないかと申し上げました。その際、河野大臣からも、例えば、発起人の確認というのは、マイナンバーで確認できないものなのかどうか、デジタル庁でも検討を進めるべきではないかのご発言もありました。今議論いただいている、「第2」や「第3」「第4」、こちらについて、何をどこまでできるのかということについては、私としても今の技術で果たして何ができるのか、どこまで担保できるのかということについて、確実な知識を持ち合わせているわけではございません。したがって、この後の検討に際しましては、デジタルで今行われている定款認証のプロセスについて、どのような方法でどのような手段がとれるのか、何ができて、逆にいえば何が限界なのかということについては、具体的にデジタル庁及び民間事業者にヒアリングをしていただければいかかかと考えております。民間事業者の中でも、単に定款の作成を支援するといった、先ほどのタスカジさんがご利用されたような、定款を埋めるというところだけではなく、本当にこのモデル定款、モデル定款という言葉自体が多義的だと思うのですが、会社法上の仕様に適法な定款を作成するところの支援だけではなく、公証人が今行っているプロセス全体について、自動化、デジタル化ができるのかということを確認すべきであろうと考えております。そのために確認する主体は、単にモデル定款を作成する主体ではなく、この一連のプロセスをデジタル化できる主体というものにヒアリングを行うべきだと思いますし、その結果現在の技術では難しいということがあれば、そこは一部アナログなプロセスが残るということになります。逆にそれができるのだという確度が高ければ、そこをリスクの低いモデルにおいて使ってみるということも考えられるのではないかとこのように思います。そのため、4ページ記載のモデル定款を作成する主体として考えられるというような記載は、会社法上の定款のひな型を作るというところは、法律知識の専門家、公証人のモデルや、専門士業団体に任せればよいと思いますが、確認すべきは、この

モデル定款に基づく定款作成を技術的に担保できる、そうしたプロセスを提供できる主体というところに注目をし、ヒアリングを行って、課題を洗い出すということをしてはどうかと考えております。今申し上げたプロセスは定款の適合性のチェックのみならず、発起人の意思又は面前確認に代わるようなデジタルでの意思確認ができるのかどうか、デジタル序のプロセスで足りるのか、あるいは金融サービスで行われているような顔写真、容貌写真を撮影し、本人確認書類と写真との突合を図るということも一定の犯罪抑止に寄与されていると聞いております。そうしたことができるのかどうか、それから、先ほど、公証人の皆様が反社チェックをされているという話がありましたけれども、これがデジタルのプロセスでもできるのか、また、ネガティブチェック、規制に引っかかりそうな事業目的があるような場合にはアラートを鳴らすという、確認まではできないと思いますが、アラートを鳴らして、それはデジタルで完結できるプロセスではなくて、公証役場に行ってくださいというようなふり分けができるのかどうか、そして、実質的支配者の申告と確認書類、これが口頭で行われているだけということであるとするならば、確認書類の提出も含めて、デジタル化してプロセスの中に組み込むということができれば、さらにより良いプロセスになるのではないかと思います。また、この方法と登記所に提出されているものがリンクされていないと思うのですけれども、こうしたプロセスが一連として、登記所にも備え置かれるようなプロセスになるといいなどは思っておりますが、いずれにせよ、私が想像で申し上げているところでございますので、ぜひヒアリングの機会をいただきたいと思っております。

- 佐久間座長 ありがとうございます。大変重要な点で、よく分からないまま議論していても前に進みませんが、今初めてうかがったことですので、今の発言を受けて事務局で調査検討をしていただくことをお願いいたします。では、増田委員お願いいたします。
- 増田委員 増田でございます。まず、定款認証制度の必要性の点について、一言お伝えしたいと思うのですが、株式会社の制度を一定の信頼できるものと維持していくためには、最初の入口のところで、実質的な審査、このチェック機能を絶対に外すべきではないと考えております。株式会社を標榜した悪質な事業者というのは、全体の中で少数であるというのは承知しておりますけれども、だからこそ一般の消費者からは株式会社を信頼するということになっていると思います。本当に信用できるかどうかの確認方法を、消費者は知りませんので、例えば、単なる個人自営業者であっても、テレビなどで有名であれば信用するし、株式会社であるとか、弁護士であるとか、警察官であるというようなことで、信用するということが普通であって、そうしたことを利用する手口というのは、過去からずっとございます。また、被害が発生した後で、事後的に賠償を求めるということで、この問題が解決するのではないかという意見も一部にはあろうかと思いますけれども、簡単な話し合いで賠償してくれるということは到底ありませんので、弁護士に委任したり、裁判に踏み切らないといけない。消費者事件の多くは、数万円から数十万円の金額ですから、弁護士に委任する人は非常に少ないです。このような状況で株式会社が簡単に設立することができるようにするということが大問題であって、私ども始め消費者団体から反対の意見が多く寄せられることが想定されます。それから、現状の定款認証の役割というのが、実質的にあまり役に立っていないのではないかというご指摘がございました。そうであれば、チェック機能をもっと強化すべきではないかというふうに思います。例えば、対象が違い

ますけれども、クレジット会社による加盟店管理責任ですとか、取引デジタルプラットフォームによる加盟店・出店者の確認ですとか、そういうところできえしっかりやっていた時代になっておりますので、デジタルを活用したチェック機能というのが、十分考えられるというふうに思います。それから、モデル定款の制度化の是非についてなのですが、起業者の人がみんな事業に詳しくて会社設立に知見がある人ばかりとは考えられません。多くは初めてであったり、若年者であったり、先ほどタスカジ様からもお話がありましたけれども、規制する業法について、十分に理解できていないケースがあると、特に市場規模が小さい場合には、非常に難しいのではないかと、それから、検索して初めてそういう登記や設立に関するサービスを利用できるようになったというようなお話がございました。検索して良いサービス提供事業者にあたれば良いと思うのですが、そうではないところも沢山ございますし、専門家を称するというケースもあって、最初の段階でトラブルになったり、高額な費用を払わないといけなくなるということもございますので、信頼できる適切な正しい情報を発信する相談窓口としての機能を強化することが必要なのではないかと思っております。モデル定款そのものというのは、飽くまでもモデルだと思っておりますが、先ほどの株式の一口当たりの金額などが分からないとか、会社の将来に向けて検討しないといけないことを適当にやっちゃって、事後の変更が困難が生じたということもございました。そういうことを考えますと、ちゃんと株式会社で事業をやっているという方にとって、そこで問題になってはいけませんので、しっかりとやっていただくためにも、正しい情報、適切なアドバイスというものが重要と考えております。特に、業法に関するものは非常に多岐に渡っている状況ですので、そういうものについてよく理解していただくためにも、相談機能というのは非常に重要だというふうに思います。これまで消費生活相談の現場で、消費者・事業者と多数の面談を重ねてきました経験から申し上げますと、面談確認手続というのは非常に重要です。特に、電話で相談を受けたり、必要に応じて来所してもらったり、事業者と交渉するに当たっては、電話だけでは話合いにならないので、消費生活センターの方に来ていただくこともあります。そうした経験からは、虚偽の会社設立などは、悪意を持った者たちについて、面前で話をすることによって分かることもありますし、来る方にとってもハードルがあると。私はウェブ面談を用いることには賛成しております。ただ、おかしいなと思った場合には、公証人の判断によって、面談確認までしていただくというような制度も必要なのではないかと思っております。

○佐久間座長 ありがとうございます。では、後藤委員、鈴木委員の順にお願いします。

○後藤委員 まずは資料2の作成、どうもありがとうございました。結局「第4」まで議論しているので、まとめてお話しさせていただきたいと思っておりますが、まずモデル定款というものについてどういうものを想定するのかということについては、先ほど堀委員からのご指摘に全く同感でありまして、モデル定款というと、どうしても標準約款のようなものを想像してしまったりしますが、私が想定してしまっていたのはそういうものではなくて、いろいろな選択肢があり、それを選んでいくとその先もまた分岐していくのですけれども、どう選んでいったとしても、そのシステムの中で最終的にできあがるものは会社法に適合したものであって、矛盾した選択などはできないようになっているという形のものでした。そういうシステムをモデル定款と呼んでしまっていたところがあるのです。1つのひな型

とは違って、範囲は限定されているにせよ、いろいろなものを生み出せるようなものが入っているのだけれども、そのシステムを使ってできたものであれば、会社法に違反していることはありませんということさえ確認できていればいいのであって、公証人が果たされていた機能をそこで代替するということを考えています。ひょっとしたら、モデル定款という言葉自体がミスリーディングなどところがあるのかもしれませんが。

こういったことがどの程度可能なのかについては、堀委員もおっしゃっておられましたけれども、そういうものを提供されている事業者さんへのヒアリングをやっていただくべきかなと考えているところでもあります。また、モデル定款の作成主体というところにも関わるのですけれども、おそらくこういうシステムを作成する能力は国にはなく、また、日本公証人連合会さんがやる話でもないと思っております。これはやはり、事業者と密接に近い立場で創業支援を行っている事業者さんですとか、司法書士さんや行政書士さんのような相談を現に受けている方々が一番情報を持っているわけであって、そこが作ったものに対して、法務省さんがこれは会社法に合っていますという、お墨付きという言葉がいいか分かりませんが、このシステムであれば大丈夫ですということを与えていくというようなものをイメージしております。

先ほど相談できることが望ましいというご指摘が増田委員からあり、また、先ほどヒアリングをさせていただいた和田さんからも相談できればよかったのというお話がありました。相談をする場所は、公証人がいる公証役場では決してないと考えております。いみじくも和田さんがスタンプラリーに行ったような気分でしたというようにご指摘されていたのですが、そこで相談をするということは想定されていませんし、また、神作委員からの意見書において、公証人との対話や助言等のコミュニケーションをとることが書かれていたのですが、よくこういった表現を耳にするのですけれども、現実からは乖離しすぎているものと思います。公証人はチェックをしているだけであって、そこで相談を受けるといったことは本来予定されている機能ではないはずですが、また、会社法の中身や設立の責任についての理解をそこですのかという点についても、前回アンケート結果をお示しされていたと思いますけれども、おそらくそこでそんな話はしていない、細かなチェックを受けているというだけですし、そこでの警告機能というものは公証人に期待するものではないはずですが。登記所にいったときに、そこで会社法の解説書でも配っていただくのが一番いいのではないかなという気がするくらいのところであったりします。

定款認証に何でもかんでも押しつけるというのではなくて、むしろ相談しやすい場としては、今では創業支援を行っているプラットフォームがあるのですから、そこを信頼できるものはここですよというものを示していくということができれば、一番実質のある相談機能が果たされていくのではないかなと思います。また、資本金額がいくらがいいのかですとか、業法規制がどうなっているのかということも、ネット上のサービスであれば、相談のチャットボックスを作ったりすることもできるわけですし、また、いろいろリンクを貼って、そこからポータルサイトとして調べるといったこともできます。そういったやり方こそがデジタル技術の活用ということだと思いますので、モデル定款という言葉のイメージからひょっとしたら離れた方がいいところもあるのかなという気がしております。

その際に、自由記載事項みたいなものが広すぎると、それを誰が確認するのかという問題があるのではないかというご意見が以前あったかと思うのですが、自由記載部分はある

意味、なしでもいいはずですが。会社法上は定款で定める必要があるとされていなくても、例えば事業年度ですとか、取締役の定員とかは決めないといけないでしょうけれども、それ以外のことは、書かなくてもいいはずですが。設立規制の在り方というご指摘が、前回、神作委員からありまして、今回もそういうことが書かれているのですけれども、設立手続でトラブルになるのは設立をのんびりやりすぎているからだというふうに私は考えております。設立手続が早く終われば早く終わるほど、まさに会社が設立されて、取締役が経営しているという誰もが知っている状況ができ、誰が責任主体か、誰と取引すればいいのかといったこともはっきりするわけですから、設立に時間がかかりすぎるという状態を早くなくすことこそが安定性につながると考えております。

もし一定のシステムを使った場合には定款の中身の適法性を確認する必要がないということになりますと、残るのは、面前確認の必要があるのかということですが、面前確認の機能として挙げられている本人の意思確認ですとか、定款の中身が分かっているのかの確認というものは、さっきのようなシステムを利用するという形でかなり代替できるとしますと、最後に残るのは、警察庁の方からご紹介のありました実質的支配者の話です。実質的支配者の申告は、今現在、それしかないということで重要な役割を果たしているとは思いますが、そこをチェックするプロセスが公証人である必要はないわけです。もし公証人の面前確認、定款認証が、モデル定款を使ったことによってスキップされるとしたら、その場合には登記所において実質的支配者の確認をするということができればいいわけですし、また、まだ十分というわけではありませんというお話も警察庁の方からございました。ぜひ、法務省さんにおかれましては、会社全体について、合理的な形で、かつ、会社設立時だけでなく、継続的に実質的支配者の情報を国が常に集めにいくのか、取ろうと思えば警察が取れるようにするのか、そういった形での対応というのをご検討いただければと思っております。以前この話が出た際には、それは基本法としての会社法の性質に反するというようなご指摘が法務省さんからもあったのですが、言い方は悪いのですが、FATFの話の人質にとってこの話を止めているような気がするところもあります。会社法にはそんな性質はないと私は思っておりますし、会社法の中身として実質的支配者の話を取り上げるということも含めて検討いただければと思っております。

○鈴木委員 まず前提のところになりますが、定款認証制度は、現場の実務において、本人性、適法性、適正性、真意性という4つの確認をしているものと理解、整理をしております。仮にそれらを定款認証の際に公証人が確認しないということになりますと、その場合には、先ほど話に出ましたマネロン対応等について、必ず代替的措置を講じなければ、これは国際的な評価というところでも大きな問題になるというように考えております。その上で、まず「第3」のモデル定款ですが、議論においてもモデル定款という用語自体に若干のイメージのずれがあるようにも見受けられます。私が考えるところでは、今回の起業家の負担軽減という観点から、ある一定のニーズがあるものについて、オーソライズされたものをまず用意する必要があると考えております。その中で、先ほども後藤委員からお話があったように、変数は極力少ない形、そして、選ぶ項目がある形、つまりチェックボックスだったりプルダウン方式だったりというものが有用なのではないかと考えております。それ以外の定款自治の部分については、別途これを検討する中で、やはり一番ニーズ

の多い、非公開型の小規模な会社に限定したものを念頭に置いているところです。もう少し具体的に申し上げますと、前提として閉鎖的な非公開会社に限るという点は異論はないのではないかと思います。そのうえで発起人の人数、やはり発起人の人数が増えればそれだけ紛争を惹起する可能性が高くなるということで、例えば1名で、自然人に限るとということが考えられます。そして、資本金については、これを縛る必要があるかどうかというのは要検討かなと思っております。そのようなところで、誰が作成するのが一番適切なのかというのは、モデル定款をどこまで制度化するかにもよりますけれども、現時点での一案としては、有識者会議、ここには専門家ですとか研究者そういった方々に入っただき検討し、パブコメに付して公表するという形をとれば実質的にオーソライズしたものができのではないかと考えておりますし、相当数のスタートアップの方々には有用な仕組みができ、かつ、かなり早期に実現ができるのではないかと考えております。もう1つの「第4」の面前・非面前のところですが、ここも若干定義とかイメージがぶれているところがあるように感じています。非面前の場合、いわゆるオンライン会議システムを使ってオンタイムで遠隔とやりとりをする方法と、そういったオンタイムでのやりとりではなく、電子署名を含む電子データを提供してそれを審査する方法の2つが想定されると思われまます。前者のオンタイムでのものは、改善するところがないわけではありませんけれども、既に仕組みとして存在します。これを利用するというのと、後者については、例えば先ほどのモデル定款を使って一定の情報を提供し、加えて発起人がデジタルの動画などを提供して、そこで真意性ですとかマネロン等の適正性、さらには本人性の確認をするというものをイメージしています。ちなみにデジタルの専門家に聞きますと、面前の確認というのがやはりセキュリティとして一番高いということにして、運転免許証やパスポートといったものも一回は面前での確認というのがあるというのを踏まえ、このあたりをどこまでマイナンバーカード等でカバーをしていくかというところはもう少し検討する必要があるのではないかとこのように考えております。以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。次に梅野委員にご発言いただきたいのですが、その前に、先ほど後藤委員からご指摘のありました実質的支配者の把握の更なる見直しにつきまして、事務局から説明いただきます。

○藤田課長 後藤先生からご質問があった、実質的支配者の把握に関する政府の検討状況について情報提供させていただきますと、第1回の検討会の参考資料2で、いわゆる3つの機能について議論がありまして、ご指摘のありました実質的支配者の把握に関しても1つの機能として挙げられているところです。その関係では、参考資料の1-2の今年7月の規制改革推進会議意見書の「1」の指摘にありまして、法人の実質的支配者情報の継続的把握は、政府の検討課題となっているところです。関係省庁で現在、公証人の定款認証時の確認等に代わり得る、あるいはそれに付加する制度整備あるいは運用改善をできないかという様々な検討をしている状況ですが、現時点で新しい方針、具体的方向は決まっていないと承知しています。関係部署に確認をして、提供できるものがあればタイムリーに提供したいと考えております。

○佐久間座長 では梅野委員をお願いします。

○梅野委員 それでは現時点における意見を申し上げます。まず「第2」に関しては、公証人による定款の認証制度は、会社の設立プロセスの初期において、会社の根本規範である

定款の存否、定款の記載内容等について公証人がチェックをすることにより、定款を法的に確定するなど手続の安定性を高め、ひいては後日の紛争を防止する等の機能を果たしていると評価しています。加えて、事実上、公証人との相談機能ということがあると思っております。この点について、先ほど少し疑問が呈されましたけれども、今まで実務でみてきた限り、公証人といろいろと事前相談をする中で、定款の内容について定めていくということがあると理解しており、それは現時点においても一定の役割を果たしていると考えております。

次に「第3」のモデル定款についてですが、今からはとりあえず、不動文字によって構成されたモデル定款を念頭に置いて発言をします。何か先ほどご提案されたようなシステムの利用を想定するモデル定款について申し上げるものではありません。それが前提となりますが、モデル定款により定款認証を不要とする場合には、實際上多くの会社がこれによることになって、先ほどご指摘があったような、定款認証の意義が失われることになるのではないかとこのことを危惧しております。また、会社法は機関設計の多様性を認め、いずれによるかについて中立的であると理解しております。特定の機関設計についてモデル定款を作成すれば、それに定款認証を不要とする特別な法的地位を与えることとなりますが、その根拠の説明になかなか難しいところが生じるのではないかと思います。したがってモデル定款を採用した場合に、定款認証手続を不要とすることについては疑問があると考えています。他方で、モデル定款を活用した場合に、関係者の了解に基づく運用上の取扱いとして、認証審査の迅速化を図るという運用については、私見ではございますけれども、起業家の負担軽減に資するものとして、検討するという方向に異議はございません。具体的には、定款として利用されることが多い一般的かつ最低限の情報を不動の記載事項とした上で、商号、目的、事業年度などを自由記載とすることが考えられるのではないかと思います。また、このようなモデル定款を実施する際には、例えば、日本公証人連合会がイニシアチブをとって、場合によっては日弁連等の専門家、資格者団体や経済団体の意見を聞いた上で、内容を確定していくという方法が、今の段階では考えられるように思います。ただし、このような扱いとした場合、先ほども申し上げたとおり、大部分の株式会社は、それによって設立されることになると思われます。モデル定款を利用する発起人は、定型化された定款の内容の意義、つまり設立する株式会社の基本的な構造や意思決定の仕組み等を十分に理解しないまま、会社を設立する場合が増えるのではないかと懸念されます。それによって定款が株式会社の根本規範として有す意義が低下するおそれがあるように思います。そこで、どんな方策をとるべきか難しいところではありますが、モデル定款により作成される会社の仕組みをわかりやすく解説する資料を何らかの形で付すなど、このような懸念の払拭を図っていく必要があるだろうと考えています。システムの利用につきましても、先ほどご提案いただいたように、どのような形でそういうシステムが可能なのかということを検証することについては全く異論はありませんけれども、最終的にそれを利用して作成されたモデル定款が会社法の枠内で作成されることまで担保がされることの確認等が重要だと思えます。そのような中で今後の扱いを検討すべきと考えます。

次に「第4」の面前確認の抜本見直しについてですけれども、株式会社が消費者詐欺犯罪、詐欺的投資勧誘やマネーロンダリング等の犯行ツールとして本来の行為者の隠れ蓑として利用されているという実態がございます。このような消費者犯罪等に使用される可能

性に鑑みて、不正な起業、会社設立の抑止という機能というのは軽視できず、公証人による面前確認により発起人の実在、設立意思の確認、発起人の会社設立の真意の確認をすることは重要と考えています。第1回会議で、多くの会社設立が一時に一斉にされることにどういった問題があるのかというご指摘をいただいたところではございますけれども、パソコンの前に座っているだけで、何個も会社が設立されてしまうといった事態、こういった事態は、現在では認証制度があるので抑止されている可能性があるのではないかと考えていますが、このような事態は消費者詐欺等に株式会社が利用されるということを防ぐという観点から望ましくないと考えます。もちろん、認証制度の下でも、異なる公証人に多くの認証の申請をすることは妨げられないというように、公証人によるチェックというのは完全な手段ではありません。しかしながら、発起人の本人確認、あるいは会社設立の真意の確認には、面前確認が有効と思われまます。その点は先ほど鈴木委員からもご指摘がありましたし、神作先生のご意見書にも書かれていたと思いますが、やはり、そこで人間の目でチェックすることの重要性というのはいまだにあると考えています。これが本当にデジタルでリプレースできるということになれば、また違うように思われまます。デジタルの現状について、私が必ずしも十分に理解しているわけではありませんけれども、そのような問題意識をもっています。これに関連して、面前確認の代替策として、電子署名のみとするといった考えもあるようではございますけれども、電子署名によっては発起人の設立意思や会社成立の真意までは確認できないのではないかと考えまます。電子署名で足りるとの考えによる場合には、定款認証の機能そのものを変えてしまうことになるだろうと思われまます。例えば、電子署名のみだと、多数の会社を設立することが可能になるのではないかとといった懸念があります。また、現在でも、キャッシュカードや暗証番号、これを第三者に渡すということは普通では考えられないことだと思われまますが、私の身近でも最近そういった事例があつてびっくりしたことがあります。そういったものを簡単に第三者に渡してしまつて犯罪の被害者となつてしまうということは、社会の現実問題として起こつています。今後、マイナンバーカードの利用が増加するに伴つて、マイナンバーカードあるいはその電子署名についても暗証番号とともに漏洩してしまひ、犯罪に利用されるといった事態が増えるおそれも否定できないのではないかと考えまます。したがつて、電子署名のみによる面前確認の代替にはなかなか賛成しがたいと現時点では考えざるを得ないと思つております。なお、以上述べた観点から、面前確認について、より厳しくするといった方向での検討もあり得るのではないかと考えまます。現在は代理人による面前確認が可能となつております。資格者代理人の場合には、資格者に対する懲戒手続等、弁護士、司法書士、行政書士を問わず懲戒手続があり、それによつて本人意思確認等が適切になされることの担保はあると思われまます。それぞれの団体がいろいろな規約等を定めていて、それに基づいて本人確認の方法などが実施されていると理解しております。しかし、資格者ではない代理人の場合もあつて、その場合には必ずしも発起人の本人確認や、会社設立の真意の確認といった定款認証の機能が果たされていないおそれがあると思われまます。この点については具体的な事例に応じた対応をすることが考えられるように思われまます。例えば、疑わしい設立事案では、代理人による面前確認のみによらず、発起人本人に公証人と対面でのやりとりを求めるといった、これが運用上の改善になるのか、あるいは公証人法等の改正を伴う必要があるのかという点はまだ検討できていませんけれども、そういった方向により、より本人確認の重要

性あるいは設立意思の重要性を制度に反映するような必要性もあるのではないかと考える次第です。長くなりましたが、以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。では関委員お願いいたします。

○関委員 私は「第3」、「第4」を通してコメントさせていただければと思います。まず、この件を検討するに際しては、検討会の題名にも入っていますように、起業家の負担軽減というものを相当重く考えないといけないだろうと思っています。その際には、デジタルの活用というものが非常に重要ですし、有効に働かだろろうというふうに思っています。その2つのことを考えながら、どういう制度が考えられていくべきか検討すべきであると思います。負担軽減につながる仕組みであればモデル定款という制度も非常に意味がある制度だと思います。私自身は、モデル定款にかかわらず、定款認証を廃止すべきだという意見でありますけど、「第3」、「第4」なのでそれはおいておきまして、コメントさせていただきます。

何をモデル定款とするかについては、更に議論を深める必要があると思っています。今、クラウドサービスで提供されている定款作成支援のサービス、こういったものもございませうので、そういったものを提供している事業者からのコメント、説明を聞いてみる、その上で議論するというのも非常に有効だろうと思っています。その上で、先日の参考資料2にありますような、3つを担保する、そのうち実質的支配者の把握については別の仕組みになると思うのですが、定款の適法性の担保であるとか、なりすましの防止であるとか、そういったことについてはクラウドサービスの作り方によって十分担保できるような仕組みができるのではないかとこのように思います。その上で、モデル定款を利用した場合には、定款認証を要しないという制度にしていくべきだろうと思っています。

そもそも起業家からみでの負担としては、コストの問題もございませう。あと、手間の問題もございませう。ビデオ通話だから大丈夫だろうという話でもないですし、公証役場と登記所の2箇所に行くのかという先ほどのお話もございませう。あるいは、審査の期間の問題もあります。先ほどのタスカジさんからは予約しづらかったという話もあったかと思ひます。そういった諸々の定款認証に関わる負担がございませうので、そういったものを廃していくべきだろうというふうに考えています。一方で、公証人に相談したいという発起人の方も当然おりますので、そこは選択可能にすればよいのではないかとこのように思います。モデル定款制度を利用して定款認証をスキップする発起人もいれば、モデル定款制度を利用せずに公証人と相談しながら処理していくと、こういう形があってもいいと思ひます。参考資料10-1の行政事業レビューに書いてありますけれども、まさしくこれが端的に表していると思ひます。定款認証制度が有効に機能しているとは言いがたい状況もございませうし、仮に定款認証を発起人が選んだ場合でも、迅速化、まあ迅速化というのもいったい何日なのか、私のイメージでは即日審査完了みたいなイメージがありますけれども、そうできるのかどうか。参考資料10-1には、定款認証手数料を無料に近い金額にすると、これは無料でいいのではないかと、あるいはせいぜい1000円とかそういうレベルなのかなというイメージでおりますけれども、そういったことも含めて制度を考えるべきかと。そもそも、起業家に負担をできるだけかけないような仕組みを是非、検討いただきたいというふうに思ひます。以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。一通りご発言いただきましたので、個々の論点に

ついてまとめることはおよそできませんけれども、意見をうかがっていて、こういうところに対立点というか着眼点の違いがあるのかなと思ったところを少し述べさせていただきます。

まずそもそも論といたしまして、定款認証の役割というか機能、あるいは期待するところに大きく2つの立場があるとうかがいました。1つは後藤委員が明確におっしゃっていることですけれども、定款の適法性だけ確認すればよい、それが今の機能だというお考えです。その機能があることはどなたも否定されないのでしょうかけれども、それに加えて、例えば発起人の意思又は真意というものを確認するというのも重要な役割であるということをおっしゃった方も複数おられたところです。この定款認証が果たすべき役割についてどちらをとるかによって、自ずと結論が違ってくる面はあろうと思います。では、どうして立場が分かれるのかといいますと、本日ここにはいらっしやいませんが、神作委員が前回の検討会のときにおっしゃいました「別の人格を作ることになる」ということをどのくらい重くみるかということに関わってくるのではないかと思います。また、もう1点は、株式会社に対する社会からの「信頼」というものをどの程度考慮するか、そもそもそういうものがあるのかないのか、あるとしてどのくらいその信頼に応える制度の立て付けにするのかということにおいて、やはりずいぶん見方が違うのだらうと思いました。

そのように立場が分かれてきた上で、さらには現状に対する認識の違いも大きいものがあると思いました。具体的にいいますと、現在の認証手続の中で、何がどこまでできているのかということだらうと思います。万全なことができていると認識されている方はそれほどおられないだらうと思いますけれども、十分ではないなりに一定の意味がある、あるいは反対に十分でないところがあるのならそれを更に十分なものとする、そのために場合によっては認証の手続を強化するというか、実質化するということが望ましいとおっしゃった方がいました。その一方で、なかなかそれは現実には難しいだらうという認識の下に、現状できていない面もある、今後もなかなか期待しづらいこともあるとすると、ほかの利益を優先するというのを考えた方がいいのではないかと、事後的チェックということもあるのだからそれでよいのではないかとという考えもありまして、かなり考え方として違ってきているのではないかと思います。

さらに、株式会社というものが会社制度の中で持っている位置付けというものに対する認識の違いというものもあります。特に、合同会社と、小規模・閉鎖的な株式会社とをどのくらい違うものとみるかということにおきまして、大して違わないのだから同じような考え方で制度を組んでいけばよいという考え方があるのに対し、他方で、現状は制度・手続の組み方が違うわけですが、それはやはりそれぞれ役割分担があって、ある種の社会的信頼が高いと思われる株式会社についてはきちんとした手続を用意しておき、そうでない場合には合同会社があるのだからそれを使ったらいいというのは、本当はいいづらいとは思いますが、合同会社を使うという手があるのではないかとという考え方もあったのではないかと思います。こういったこと全体を通して、モデル定款について想定されるものをごくシンプルなもの、あるいは定型的なものと考え、今まで申し上げたような諸々の観点について疑義はあるけれども、ごくシンプルなものについては、特別なファストトラックみたいなものを用意することもあり得るという考えがあるのに対し、もっと創意工夫で可能なものとして、それをモデル定款という名前と呼ぶかどうかはともかくとして、

デジタルを活用して定款の適法性の担保をきちんと図ることができるものを用意し、それをいろいろなバリエーションに使っていくことを進めたらいいのではないかという考えもあったかと思えます。

最後になりますが、結局のところ、大きいところで社会全体の便益をどの点で捉えるかということがずいぶん違うのかなと思えました。関委員がおっしゃった「起業家の負担の軽減」というものは、それを図ることによって端的にいうと経済発展が図られることにより社会的によりよくなることが期待されるということをおそらくおっしゃっているのだと思います。そのこと自体はおそらくどなたも否定されないのだろうと思いますけれども、他方で、起業家の負担を軽減するためにある手続をなくすことによって、失われるものもある。それが社会の安全なのか安心なのか、そこはおそらく大分違って微妙だろうと思いますけれども、安全又は安心の確保というものも無視できない社会的利益であって、そのバランスをどのようにとるかということについても、おそらくそれぞれのお考えがずいぶん違うのだろうと思います。

ごく大雑把なことを今申し上げましたが、そういった観点を含めて今後、各論的に検討していかなければいけないわけですが、ただ、おおもとに戻りまして、定款認証に期待されていることが、適法性だけではなく発起人の意思や真意の確認というものも含まれており、そしてそれは今後もお重視されるべきだといった立場に立ったとしても、デジタル技術を使うことによってどこまで負担軽減が可能なのかということ、そもそも人間がしてもきっちり真意を確認することはできないわけですから、人間がしてもできないようなものは確認できないとしても、許容できる程度にデジタル技術あるいは新しい技術を用いることによって意思や真意の確認もある程度できるということになっていけば、思い切った方向に踏み込むということも十分に考えられるのかなと、皆さんの意見をうかがって考えたところであります。

あまり時間はないのですけれども、更にご発言いただくことがあれば何なりと付け加えておっしゃっていただければと思いますが、いかがでしょうか。では後藤委員、鈴木委員の順番にお願いします。

○後藤委員 長かった議論をすごくわかりやすくまとめていただきまして、どうもありがとうございました。できるだけ短めにまとめますが、最後のデジタル技術で結局どこまでみることができるかということについて、そこが1つの対立点であると私も思っております。その際に若干議論が錯綜してしまうことを防ぐためには、真意の確認によって誰を守ろうとしているのかということ、それを少し分析的に考えた方がいいのではないかと考えています。可能性としては、発起人として会社を設立することになっている人が本当に会社をやりたいのか、名前を勝手に使われてしまっていないかということで、本当の本人を守ること、これが先ほど梅野委員がおっしゃられたことなのかなと思います。それとは実は全く違う話として、名義を貸す側は自覚的に貸していて、それが犯罪行為に利用される貸している側がお金を裏でもらっているといった事情があるとすれば、守るべきなのはその人ではなくて社会若しくは潜在的な被害者ということになると思います。これへの対策は全く別のはずですし、犯罪行為に会社を利用するのは、既に設立された会社を買ってしまうだけで済んでしまうということがあるとすると、それは先ほどの実質的支配者をもっと広くみるとか、不正行為自体の防止の話になってきますので、それはここですべき話ではない

と思います。また、マイナンバーカードを勝手に使われてしまったらどうしようといった話は、マイナンバーカード、電子署名技術自体に対する不安というものだと思います。そういう不安が社会に存在するというのは、私も認識をしているところではありますが、そこだけ何か特別扱いする合理性があるかという話と、マイナンバーカードは不安だなど思う人はそれを使わないという選択肢が今のところは用意されているので、それはそういう形でそれぞれ自衛をする、自分は十分しっかり管理していて、マイナンバーカードだけで十分コントロールできていると思う人に対して、パターンリスティックに制約をかけるというのは、少し違う話であって、仮に犯罪行為への利用という不安があるとしても、対策としてはそこをちゃんと分けておくべきなのかなと思いました。以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。それでは鈴木委員お願いします。

○鈴木委員 お話の中で、法務局での審査に集中するということに関連し、現状は公証役場での定款認証と、法務局での登記審査という形でやっていて、これについては実務的な観点でみると、分散的な処理がなされることにより、適法等がカバーできるとともに手続の迅速性に寄与しているものと考えております。結局、会社の設立登記が終わらなければ、さらに申し上げれば銀行の口座開設もできなければビジネスも始められないというところを踏まえすと、全体のリードタイムは仮に定款認証をなくした場合に結果として長くなるだろうという懸念をいただいております。そして、もう1つ、法務局・登記官に公証人の代替的措置としての機能を持たせるということになりますと、登記官に実体的、実質的な審査権限を与えることとなります。現状は形式的審査にとどまっているところを実質的な審査にまで広げるということになりますと、それこそ登記制度全般への影響を考えなければいけないものと考えます。この問題は、果たして商業登記だけなのか、不動産登記やその他の登記にも及ぶのかということをお案しますと、法務局・登記官に実体的・実質的な審査権限を与えることができるかというのはかなり難しい問題であり、かつ、この検討会の場で議論するのは難しいのではないかと考えております。以上でございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。時間がだいぶ迫ってまいりましたが、事務局からもうかがいたいことがございますので、次の点についてご意見があればうかがいたいと思います。それは、面前確認の代替策につきまして考えられる選択肢、あるいは具体的な提案について、こういうことが考えられるのではないかというアイディア的なものでも結構です。あればお話いただければと存じます。いかがでしょうか。それでは堀委員お願いします。

○堀委員 先ほど来のアナログ、人の目による確認もやはり誤謬が混じるということはあるのであって、デジタルだから何か危険だ、アナログは絶対だということを、今のこの令和の時代に出さなくてもいいのではないかなとは思っております。そして、面前確認の代替手段ということではありますが、先ほど申し上げましたが、警察庁の方で2018年の犯罪収益移転防止法の施行規則の改正を行いまして、オンラインで完結する本人確認手続というものを採用いただいております。その中では、実際に対面ではなくて非対面であることはリスクが高いということにも鑑みて、ではどのような方法があり得るのかということを実務界・金融庁と議論して、その2018年時点での英知を結集して作られた手続なのですけれども、その中では、本人確認書類のアップロード、これは撮り溜めたものではなく、システム上その場で撮影されたものであるということをお担保する必要があります。

実際の容貌写真を撮っていただいて、その容貌写真と、その場で撮影された確認書類の顔写真とを突合して照合した結果、一定の確度で本人であるというようなことが判定できたような場合には、それは本人からの申出手続であるとみなす、認定することができるという手法があります。それがここ5年くらい経過しております、その中で実際に本人による申請・登録・登録であることの担保に使われています。これのいいところは顔写真がどんどん溜まっていきますと、ほかで申込みをしたけれども何か違法な可能性があるような場合であるとか、こちらでは複数回手続をしていてそのようなNGリストがどんどん溜まっていきますと、瞬時にそれをはじく仕組みに使うこともできると。そういう意味ではデータというものを利活用した事例としてご紹介したいと思います。

○佐久間座長 ありがとうございます。では増田委員、ご発言いただけますでしょうか。

○増田委員 デジタル技術の代替案の話ではないのですが、後藤委員が取引相手を守るとおっしゃっていた点について、定款認証の場面でなくてもよいのではないかというご意見が前回もございましたので、私の立場からは、未然防止はあらゆる場面で必要なことであって、ほかのところではできることばかりではないと、それでは十分ではないということをお伝えしておきたいと思ひまして、付け加えさせていただきます。

○佐久間座長 ありがとうございます。それでは、ここで時間が来てしまいました。今日はいろいろなお立場からかなり具体的なご発言をいただきました。これをもとに事務局で整理していただいて、その整理を踏まえて次の検討事項を次回用意していただき、更に深掘りしていきたいと思っております。実はあと何点か事務局から本日の時点ではうかがっておければという事項があるのですが、それについては、必要に応じ、皆様方に事務局からメールで問合せをさせていただくなりし、皆様には次回の検討会の場でご発言いただくことで結構かと思ひますので、ご確認いただければと思ひます。

それでは本日の会議はこの程度にさせていただきます。最後に、次回の議事日程等について、事務当局から説明をお願いいたします。

○藤田課長 次回の第3回会議は、11月28日午前10時からの開催を予定しています。次回の進行については、本日と同様、ヒアリングと意見交換を予定していますが、本日いただいたご意見を踏まえ、座長と相談して、改めてご連絡いたします。なお、本日の会議について、前回同様、速やかに議事録を公開したいと思いますので、ご協力をお願いします。また、議事録公開までの間は、自らのご発言部分を除きまして対外的に明らかにすることのないようにお願いします。

○佐久間座長 それでは、本検討会の第2回会議を閉会いたします。本日も、熱心なご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

—了—